

# 一般社団法人岡山県作業療法士会 定款

一般社団法人岡山県作業療法士会

〒700-0071 岡山市北区谷万成一丁目6番5号

万成病院内

TEL 086-256-2701

FAX 086-256-2702

# 一般社団法人岡山県作業療法士会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人岡山県作業療法士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市北区に置く。

2. 本会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地におくことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、作業療法士の学術技能の研鑽及び人格資質の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって県民医療の質の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 作業療法に関する学会、研修会、講習会等の開催
- (2) 作業療法に関する調査研究
- (3) 作業療法に関する刊行物の発行
- (4) 作業療法の普及指導
- (5) 作業療法士の卒前及び卒後教育に関すること
- (6) 作業療法士の社会的地位の向上に関すること
- (7) 県内及び県外の関係団体との提携交流
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による作業療法士の免許を有し、社団法人日本作業療法士協会正会員である者で、岡山県内に居住又は岡山県内において勤務し、本会の目的に賛同して入会したもの
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助するため入会した個人又は法人
  - (3) 名誉会員 本会の事業に顕著な功労のあった者又は学職経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者
2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法とする）上の社員とする。

#### (入 会)

- 第6条 正会員になろうとする者は、所定の手続きを経て、会長の承認を受けなければならない。
2. 賛助会員になろうとする者は、所定の手続きを経て、理事会の承認を受けなければならない。
  3. 名誉会員として総会の承認を得た者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

#### (入会金及び会費)

- 第7条 正会員は、当会の定める入会金及び年会費を納入するものとする。なお入会金及び年会費は理事会で審議し総会で定める。
2. 賛助会員は、当会の定める年会費を納入するものとする。なお年会費は別に定める賛助会員規程によるものとする。
  3. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
  4. 既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

#### (会員の資格喪失)

- 第8条 会員は次の事由により資格を喪失する。
- (1) 正会員にあつては、第5条第1号に規定する免許を取り消されたとき
  - (2) 正会員にあつては、社団法人日本作業療法士協会正会員でなくなったとき
  - (3) 死亡したとき、また法人においては解散したとき
  - (4) 退会したとき
  - (5) 除名されたとき

#### (退 会)

- 第9条 会員は、事前に所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の同意により、当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があつたとき
  - (2) 本会の定款及び別に定める規定または規則に違反したとき
  - (3) 会費を2年以上滞納したとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

### 第4章 役員その他の機関

#### (役員の種類及び員数)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名

- (2) 副 会 長 2名
  - (3) 理 事 15名以上20名以内（会長、副会長を含む。）
  - (4) 監 事 2名
- 2. 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。
  - 3. 代表理事以外の理事のうち5名を法人法上の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第12条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。但し、監事については、正会員以外の者から選任することができる。

- 2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

- 2. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 3. 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 当法人の会計の状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること

（役員任期）

第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第15条 役員は、社員総会の決議を経て解任することができる。

（顧問）

第16条 本会は第11条に規程する役員とは別に顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3. 前項に定めるもののほか、顧問に関して必要な事項は総会の議決を経て会長が定める。
- 4. 顧問は、会長の諮問に答え、また会長の要請に応じて本会の会議に出席し意見を述べるものとする。
- 5. 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

## 第5章 総 会

### (種 別)

第17条 本会の総会は、法人法に定める社員総会とし、定期総会及び臨時総会とする。

### (構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権 限)

第19条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開 催)

第20条 総会は、定期総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合は臨時に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったときに開催する。

### (招 集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、総会を招集するときは、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の1週間以上前までに通知しなければならない。
3. 会長は、前条第2項に基づく請求があったときは、6週間以内の日を総会とする総会の招集をしなければならない。

### (議 長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決権)

第24条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(議 決)

第25条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 前項の場合において議長は正会員として議決に加わることができない。

(書面による表決等)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第23条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3. 議事録は主たる事務所において10年間備え置く。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会をおく。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 監事は理事会に出席して意見を述べなければならない。

(権限)

第29条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 規則及び規定の制定に関すること。
- (4) 会長、副会長、事務局長及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、会長が必要と認めるとき又は他の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、理事会を招集するときは、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 理事会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 前項の場合において議長は理事として議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事と監事は、前項の議事録に記名押印する。

3. 議事録は主たる事務所において10年間備え置く。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において別に定めるところによる。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を

- 経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しない時は会長は理事会の議決を経て、その成立までの間、前年度に準じて収入支出することができる。
  3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産損減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産損減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
    - (1) 監査報告
  4. 本会は前項の総会終了後直ちに、以下の各号の書類を公告するものとする。
    - (1) 貸借対照表

#### (剰余金の分配の禁止)

第42条 本会は会員への剰余金の分配は一切行わないこととする。

### 第8章 部会及び委員会

#### (部会及び委員会)

第43条 本会は事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て部会及び委員会をおくことができる。

2. 部会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める部会及び委員会規則による。

### 第9章 事務局

#### (設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、理事会が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 本会は主たる事務所に、次の各号の帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 役員名簿
  - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 事業計画書及び収支予算
  - (6) 事業報告
  - (7) 貸借対照表
  - (8) 損益計算書（正味財産損減計算書）
  - (9) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産損減計算書）の附属明細書
  - (10) 財産目録
  - (11) 監査報告
  - (12) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (13) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (14) 規則及び規定に関する書類
  - (15) その他必要な帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の管理及び閲覧について必要な事項は、法令の定めるところによる。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 本会は、公正で開かれた事業を推進するために、その事業状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第48条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。  
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第50条 本会は、法人法148条の各号の規定により解散する。

2. 同法148条第3号の規定で解散する時は、理事会の議決を経て、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 本会の解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

## 第13章 雑 則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。  
代表理事（会 長） 檜原 伸二  
代表理事（副 会 長） 宮崎 明美  
代表理事（副 会 長） 中島 英彦
3. 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行った時は、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 当法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第7条第1項によるものとする。  
ただし、入会金については、設立直前まで社団法人岡山県作業療法士会の会員であったものが、一般社団法人岡山県作業療法士会に入会する場合は免除する。また、設立当初、該当年度の会費を社団法人岡山県作業療法士会に収めている場合は、免除する。
5. 当法人の設立当初の賛助会員の会費は、第7条第2項によるものとする。また、設立当初、該当年度の賛助会費を社団法人岡山県作業療法士会に収めている場合は、免除する。
6. 従来社団法人岡山県作業療法士会に属した権利義務の一切は当法人が継承する。
7. 社団法人岡山県作業療法士会の会員は、第6条に関わらず、当法人の設立時に当法人へ入会したものとする。